

大学等の研究力強化に向けた取組について

～研究大学コンソーシアムシンポジウム（第5回） 配布資料～



令和3年10月29日
研究振興局 大学研究基盤整備課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目 次

- ① 大学研究基盤整備課について（令和3年10月組織改編を踏まえて） …… 03
- ② 国立大学法人運営費交付金を通じた大学等における
研究力強化の取組に対する支援について …… 06
- ③ 大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の
策定に関する検討について …… 16
- ④ 大学ファンドに関する状況について …… 23
- ⑤ 大学研究力強化委員会の設置について …… 32

**① 大学研究基盤整備課について
(令和3年10月組織改編を踏まえて)**

1. Society 5.0やポストコロナなど社会の構造的変化を先導するため、分野の縦割を超えた価値創造が生じる組織へ
2. 我が国の技術的優越性の確保による安全・安心の実現（技術流出防止の強化と研究成果の創出・育成のバランス）
3. 我が国の国力の源泉である大学における研究振興を強化（体制の明確化・高等教育局と研究3局との連携強化）

1. 政策課題

- 以下課題にスピード感を持って対応することが必要

① 科学技術・学術政策を先導するための研究現場を持つ強みを活かした政策機能の強化

② 大学（研究大学）の研究力強化のための組織体制の構築

※ 高等教育局と連携して大学の研究力強化を図る使命を明確化

③ 先端技術開発のための組織体制の構築

④ 社会的課題への対応強化のための組織体制の構築

2. 組織改革の方向性

- 政策課題に対応し、研究3局を再編

✓ 科学技術・学術政策局（制度基盤・システム整備）
⇒ 研究力抜本強化の司令塔/現場に根ざす政策創出

〔 研究基盤の強化（研究「人材」、「ファンディング」、「環境」機能を集約）
安全・安心の実現に関わる科学技術への対応（参事官（国際戦略担当）新設） 〕

✓ 研究振興局（学術・基礎研究/先端技術開発）
⇒ 大学の研究力強化戦略/技術シーズの積極的開拓

〔 学術・基礎研究振興、研究大学の抜本強化（大学研究力強化室 新設）
戦略的に取り組むべき基盤技術の研究開発の強化 〕

✓ 研究開発局（基幹技術/課題解決型研究開発を推進）
⇒ 社会課題対応、データ利活用の強化のための横串機能強化

〔 国民・国土の安全・安心、ゼロエミッション、持続的な地球環境、レジリエンス化等、ミッション志向研究開発の強化 〕

✓ 高等教育局（大学改革と科学技術・イノベーション政策との連動性を強化）

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）

施行日：令和三年十月一日

第一章 第二節 第三款 第六目

（大学研究基盤整備課の所掌事務）

第六十三条 大学研究基盤整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大学及び大学共同利用機関における科学技術に関する研究開発に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（研究開発局並びにライフサイエンス課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

二 学術に関する研究機関の研究体制の整備に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

三 学術に関する研究機関の活動に関する情報資料の収集、保存及び活用に関すること。

四 学術に関する研究設備に関すること。

五 国立研究開発法人科学技術振興機構の行う国立研究開発法人科学技術振興機構法第二十三条第五号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関すること。

六 国立大学附置の研究所及び大学共同利用機関における教育及び研究に関すること（研究開発局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

七 国立大学法人評価委員会大学共同利用機関法人分科会の庶務に関すること。

八 大学共同利用機関法人の組織及び運営一般に関すること。

② 国立大学法人運営費交付金を通じた大学等における 研究力強化の取組に対する支援について

1. 趣旨

令和4年度から国立大学法人等の第4期中期目標期間が開始されるに当たり、同期間における国立大学法人運営費交付金に関し、その在り方の方向性等に関する検討を行うため、「第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会」を設置。

2. 主な論点

- 第4期中期目標期間に期待される国立大学の姿
- 運営費交付金が果たすべき役割
- 運営費交付金の配分の考え方
- 運営費交付金の構成と評価の在り方について
 - ・客観的に算定される基礎的な配分について
 - ・各国立大学のミッション実現のために必要な配分について
 - ・各大学の実績状況等に基づく配分について（グループ分け、指標、配分率の在り方等）

3. スケジュール

- ・令和2年10月30日に第1回検討会を開催。以後月1回程度開催。
- ・令和3年6月18日に審議まとめを取りまとめ。

【委員名簿】

阿部 守一	長野県知事
上山 隆大	内閣府総合科学技術・イノベーション会議議員
片峰 茂	地方独立行政法人長崎市立病院機構理事長
熊平 美香	一般財団法人クマヒラセキュリティ財団代表理事
◎ 車谷 暢昭	株式会社東芝取締役代表執行役社長CEO ※座長
齊藤 貴浩	大阪大学経営企画オフィス教授
篠原 弘道	日本電信電話株式会社取締役会長、総合科学技術・イノベーション会議非常勤議員
杉村 美紀	上智大学総合人間科学部教授
土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
永井 良三	自治医科大学長
橋本 和仁	国立研究開発法人物質・材料研究機構理事長、総合科学技術・イノベーション会議非常勤議員
林 隆之	政策研究大学院大学教授
益戸 正樹	UiPath株式会社特別顧問、株式会社肥後銀行社外取締役
○ 松本 紘	国立研究開発法人理化学研究所理事長 ※座長代理
観山 正見	岐阜聖徳学園大学長
山本 廣基	独立行政法人大学入試センター理事長

第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について審議まとめ概要

第4期に期待される国立大学の姿

高水準の教育研究の展開、全国的な高等教育の機会均等の確保、教育研究成果の社会への還元

➡ それぞれ自らのミッションに基づいて、自律的・戦略的な経営を進め、**社会の様々なステークホルダーとのエンゲージメントを通じて信頼関係を深め、社会変革や地域の課題解決を主導していくことを目指す**

第4期に向けた運営費交付金の役割、課題

国立大学の活動基盤の充実の必要性

- より一層の社会・地域貢献や共同研究等の拡大に向けた内外の資金の最適化
- 若手や全く新しい発想に基づく研究に挑戦する研究者の研究資金の確保
- 社会を支える高度人材の育成を担うための戦略的な組織基盤の強化

現在の運営費交付金に係る課題

- ・ 3つの重点支援の枠組みを共通指標評価に用いることの適否
- ・ よりアウトカムを意識した指標への改革
- ・ 評価対象経費や共通指標等が毎年度変更される不安定性
- ・ 評価による配分について現状では大学の意識・行動の変化に至っていない等

第4期における運営費交付金配分に係る3つの要素

(1) 学生数等により客観的に算定される基盤的な部分

大学として必要不可欠な環境を確保し、質の保証された教育研究活動を実施するために必要な経費
・ 大学設置基準等に基づく専任教員の給与費相当額、学長裁量経費など

(2) 各国立大学が担う特有のミッション実現のために必要な部分

① 研究所、事務組織等運営分

研究所やセンター等の研究活動、設置基準等を上回る学部・研究科等の教員体制に係る経費

② 教育研究組織整備・共通政策課題分

ミッション実現加速のための教育研究組織整備、設備整備、共同利用・共同研究体制、大型プロジェクト等に必要な経費
・ 毎年度、大学の申請等に基づき、審査・評価し措置

③ ミッション実現戦略分

- 国立大学が、我が国社会の公共財として、学術的価値だけでなく、社会、経済、国民生活等の進歩にどれだけ影響を与えることができるか、国民、社会に説明して理解を得ていくことが必要
- 教育面の取組等により高校段階以下の教育に影響を与えるという視点も重要

➡ 各大学が社会的なインパクトを創出する取組を分析し、戦略的な強化に取り組むことを後押しする仕組みを導入

- ・ 支援は6年間の中期目標期間を通じて継続、中間及び期末に評価することとし、その評価結果を第5期に向けて反映
- ・ 評価は、大学関係者のみではなく、地域社会・産業界をはじめとした多様なステークホルダーの視点を入れる

(係数による改革の促進)

第3期に引き続き、係数の仕組みにより、学内資源の再構築を促し、ミッション実現加速のための一定の財源を確保

(3) 各国立大学の実績状況等に基づいて配分される部分

- 経営改革を推進し、各大学の行動変容を促す仕組みとして、メリハリある配分を行う
- 国立大学に対して、毎年度、実勢に即した丁寧な公費投入・配分が行われていることを示す

グループ分けの考え方

- ・ 現在の3つの枠組みを踏まえつつ、各大学の規模、組織体制等の観点から新たなグループ分けへの見直しが必要（例えば、指定国立大学法人や附属病院の有無等の組織体制の違いという観点からの区別も検討できるのではないか）

共通指標の設定の考え方

- ・ 全体として、学内の取組状況ではなく、アウトカム重視の指標への見直しが必要
- ・ 教育・人材育成面や研究面の実績状況について、定量的に評価可能な指標へと見直しが必要。その際、大学の改革努力が的確に反映できるよう指標の工夫も必要
- ・ 経営改革に係る指標も真に必要なものに厳選することが必要

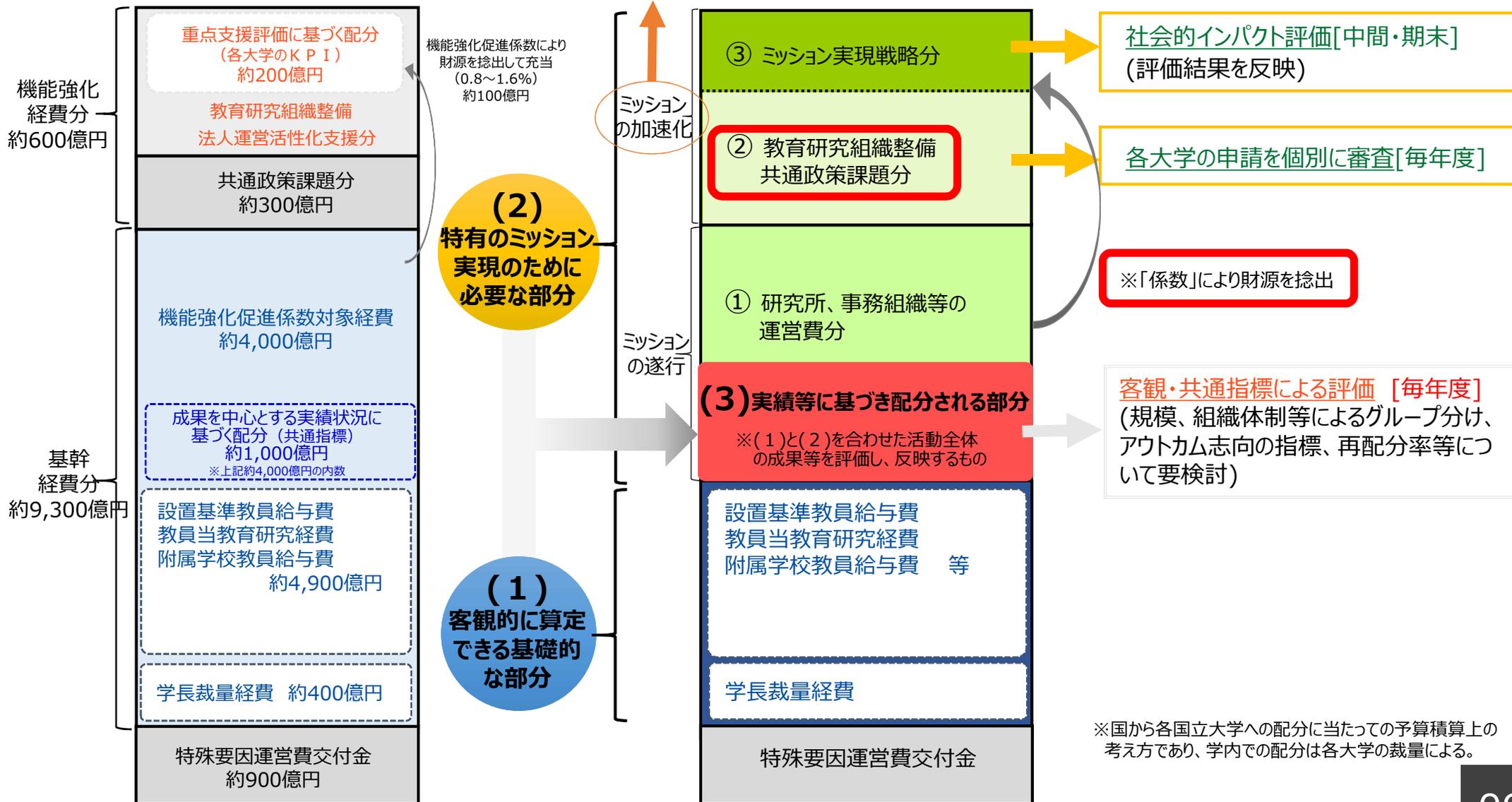
その他の取り組むべき事項

- 課題や取組方針が学内全体に共有されるための学内資源配分の在り方の工夫
- 国立大学の信用を失墜する行為があった場合に運営費交付金を減額する等の措置の検討

第4期国立大学法人運営費交付金の構成と評価のイメージ

第3期

第4期



令和3年度予算イメージ

※国から各国立大学への配分に当たっての予算積算上の考え方であり、学内での配分は各大学の裁量による。

基本的な考え方

高水準の教育研究の展開、全国的な高等教育の機会均等の確保、教育研究成果の社会への還元は国立大学の機能の根幹である。国立大学（大学共同利用機関を含む、以下同じ。）には、人材輩出や研究を通じ、我が国経済の再生やイノベーションによる産業活性化や新たな価値の創出を通じた地域活性化等への貢献が求められる。さらに今、これからの社会を創成する観点から、AI、ビッグデータ活用等の技術革新を踏まえたSociety 5.0への社会変革や、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめとした次世代ヘルスケアの推進、ポスト・コロナを見据えたグリーン・リカバリーの取組やカーボンニュートラルへの挑戦、ウェルビーイング(Well-being)の実現、SDGsの取組等を先導することへの社会的な期待・要請も国立大学に寄せられている。

第4期中期目標期間に向けて、社会からの期待や要請に応え、国立大学は、それぞれ自らのミッションに基づいて、自律的・戦略的な経営を進め、上述の多種多様な課題一つ一つに対応し、社会変革や地域の課題解決を主導することが必要である。運営費交付金は、そうした国立大学のミッション実現を支える役割を担う。

支援の枠組

(2) 教育研究組織改革分

①趣旨

第4期中期目標期間において、国立大学は、それぞれのミッションに基づいて、自律的・戦略的な経営を進めていく必要があり、定常的な活動に止まることなく、新たな活動展開が求められる。各国立大学の新たな活動展開を含めたミッションの実現の更なる加速のため、その活動基盤として学内組織の不断の見直しや学内資源の再配分による意欲的な組織整備を行いつつ、社会変革や地域の課題解決を主導し、その成果の社会還元を展望するものについて、重点的な支援を行う。

第4期中期目標期間においては、上記を踏まえた真に必要な教育研究組織整備について、これまで支援してきた人件費相当額と併せて、組織整備による安定的な教育研究活動に要する事業推進費（事業に必要となる全学的な高度専門職人材（マネジメント人材やURA、リサーチエンジニア等）に係る経費等も含む）や、当該組織整備により重点的に取り組むプロジェクト経費、及び教育研究組織の新設・拡充に係る環境整備費や設備費についても一体的に支援することで、各国立大学のミッション実現を加速する活動基盤の形成を強力に推進する。

[中略]

③選定方針

教育研究組織改革分の選定は、次のような観点で実施することが想定される。

- ・組織整備開始の必然性、必要性について、世界的な学術研究・人材育成の動向や、地域・社会のニーズ等を十分踏まえているか。また、今後の各国立大学の中長期的な構想との関連性や、当該組織整備の全学的な位置付けが明確であり、組織を整備するメリットや成果について明確なアウトカムが見通すことが可能なさらなる進展が図られる整備となっているか。
- ・学長のリーダーシップの下、学内の新陳代謝を図り、教育研究資源の最適化を図るため、学部・研究科や附置研究所・センターといった教育研究組織等を超えた全学的な学内資源の再配分（今後の計画的な組織見直しを含めた人的資源の再配分）の仕組みを構築し、重点部門等への配分や若手教員の配置といった適切な運営がなされているか。
- ・組織整備により配置する教員について、学内の配置換では対応が困難であるとともに、恒常的な配置が必要な者であるか。また、高度専門職人材の措置に当たっては、当該人材が全学共通の位置付けの下に適切に配置され、全学に貢献し得る体制となっているか。なお、措置された経費は中長期的に適切に活用される見通しとなっているか。
- ・研究組織については、附置研究所・研究センター等既設の研究組織（共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点を含む。）や研究支援組織等を中核に、全学的な研究力強化を戦略的に推進する体制として最適化され、当該分野の動向を踏まえて今後の学術研究を先導するものであるか。なお、複数大学等の連携によりネットワークを形成する場合は、異分野融合や新分野の創成等につながる具体的なマネジメント体制や、ネットワークを構成することの学問的意義が明確になっているか。また、研究施設、設備、データ及び資料等の大学の枠を越えた活用を図る場合は、人材育成を含む組織体制、更なる活用を図る仕組み等の当該研究基盤に対する戦略が明確になっているか。

支援の枠組

(3) 共通政策課題分

①趣旨

各国立大学における教育研究活動は、各法人の個性や特色に応じて意欲的かつ重点的に取り組まれるものであるが、同時に、社会経済の変化や学術研究の進展等を踏まえた我が国全体の高等教育政策、学術政策の推進の観点からも、その中核を担う重要な活動である。

このことも踏まえ、第4期中期目標期間において、国立大学は、それぞれのミッションに基づいて、自律的・戦略的な経営を進めていく必要があり、定常的な活動に止まることなく、新たな活動展開が求められる。その活動基盤として必要な設備整備、研究所やセンター等の研究拠点の機能強化等を支援することで、各国立大学の機能を拡張しミッション実現を加速するための取組を支援する。

そのため、令和4年度概算要求においては、次に掲げる事業区分について必要な支援を行う。その際、「経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太の方針2021）」をはじめとした各政府文書や国の各種政策、及び各国立大学のミッション等との関連性・整合性も勘案した上で、各法人の自助努力を求めつつ、支援を行う。

②事業区分

○大学間の連携・協力の活動への支援

文部科学大臣が認定する「教育関係共同利用拠点」、「共同利用・共同研究拠点」及び「国際共同利用・共同研究拠点」における連携・協力の活動への支援。

○学術研究の大型プロジェクトへの支援

学術研究の大型プロジェクトであって、本枠組みにより現在推進されているもの又は「ロードマップ2020」において、計画を推進する上で満たすべき基本的要件や実施すべき優先度について、高く評価されているものを支援。

○教育研究等に係る基盤的な設備等整備への支援

各法人が保有する教育・研究・医療機械・障害学生学習支援用の基盤的な設備の整備を支援。併せて、ポスト・コロナや防災・減災、国土強靱化、グリーン社会の実現、デジタル化の加速に資する設備等の整備を支援。

〔中略〕

支援の枠組

③選定方針

○事業区分ごとの方針

④基盤的設備等整備分

設備マスタープラン※¹において現有設備の状況を分析し、更新等が予定される設備の範囲を把握するとともに、継続的に設備整備に充てる学内資源の額や、設備財源（外部資金・自己資金・運営費交付金等）に対する考え方等を明示しているか。

更新設備については、耐用年数を超えている・老朽化が著しいなど、安全面も考慮した整備の必要性・緊要性が高いものであるか。

特に研究設備について、整備後の最適なマネジメントの観点から、あらかじめ、学内外での共同利用に関する検証や共同利用に関する体制・環境の整備がなされているか。

設備整備後の活用計画等の実行性が担保されているか。

特に、令和4年度概算要求においては、以下に示すような設備整備も期待される。

(例)

[中略]

・「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(R3.3.26)※³を踏まえた、組織内外への共用化を図る設備

[中略]

※1 各法人における社会への知的貢献と自律的な経営の両立に資するよう、教育研究活動の基盤となる設備の計画的かつ継続的な整備を促す観点から、第4期においても、各法人で設備マスタープランを策定し、法人全体として戦略的に教育研究環境の醸成に取り組むことが重要。

[中略]

※3 「科学技術・イノベーション基本計画」(R3.3.26)において、2021年度までに、汎用性があり一定規模以上の研究設備・機器については原則共用とし、2022年度から、大学等が、研究設備・機器の組織内外への共用方針を策定・公表するとされている。

課題と第4期中期目標期間に向けた方向性

1. 共同利用・共同研究体制の強化

- 学術研究における知の創出は、個々の研究者のアイデアを種として、大学・組織の枠を越えた多様な知の結びつきにより展開されていくもの。
- 法人ごとの機能強化等に加え、個々の大学の枠組みを越えた共同利用・共同研究体制の維持・強化のための運営費交付金措置が、引き続き必要。

→第4期においては、特に、以下の観点から、予算の枠組みや配分基準等の見直し・改善を図るべきではないか。

①大学の共同利用・共同研究拠点等については、

- ・異分野融合の促進等の観点から、複数の共・共拠点のネットワーク化を促進する
- ・新たな拠点の形成に向けた優れた取組の支援と、既存拠点の活動状況に対する厳格な評価により、拠点の新陳代謝を促す

②大学共同利用機関については、

- ・国際共同研究など最先端の大型プロジェクト研究の推進と、より幅広い研究者のための研究基盤の整備について、それぞれにふさわしい枠組みを整備する

2. 各法人における研究組織の最適化

- 法人化以降、国立大学における研究組織の改廃は、大学の裁量により自由に行えるようになっており、
 - ・多くの大学が、競争的資金を活用した拠点形成事業の実施等により、分野横断的な研究拠点等の組織を、多様に設置しているものの、
 - ・一定規模以上の専任教員を配置する恒常的な組織（附置研等）の新設や、既存の附置研等の改組・転換は、法人化前に比べ、必ずしも多くない。
- 一方、既存の附置研等を核とし、競争的資金による研究ユニットや研究科等の他の教員組織も巻き込んで、大学全体の研究力強化に向けた再編等に取り組んでいる大学も見られる。

→第4期においては、各大学における研究組織全体のエコシステムをより一層機能させ、組織の最適化を図っていく観点から、それらの取組に対する支援を、より一層充実させるべきではないか。

- 大学共同利用機関法人についても、法人化後、3次の中期目標期間を経て、今後は更に、機関や法人の枠を越えた組織再編等に取り組んでいく必要がある。

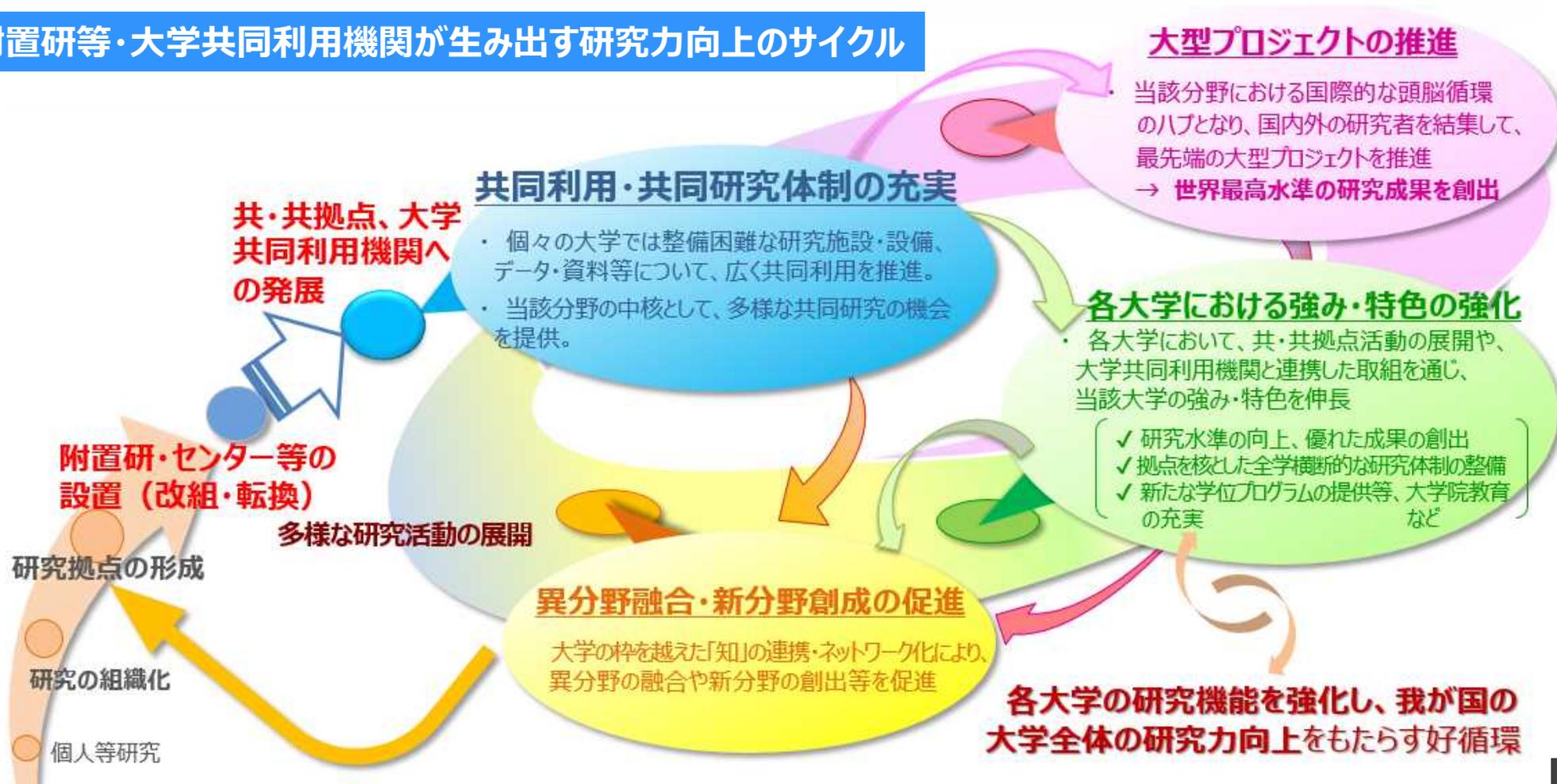
→第4期において、それらの取組に対する重点的支援を充実させるべきではないか。

【まとめ】 附置研等・大学共同利用機関の機能強化を通じた大学全体の研究力向上

＜目指すべき姿＞

- 新たな学問分野等に対応した附置研・センター等の整備により、多様な研究が展開。当該大学全体の研究活動が活性化。
- 附置研・センター等（共・共拠点）や大学共同利用機関を核とした共同利用・共同研究体制の充実により、大型プロジェクトを通じた世界最高水準の研究成果の創出や、拠点のネットワーク化等を通じた異分野の融合・新分野の創成等が促進。
- 各大学は、共同利用・共同研究体制を活用して、その強み・特色を伸長。我が国の大学全体の研究力向上につながる好循環が実現。

附置研等・大学共同利用機関が生み出す研究力向上のサイクル



③ 大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討について



大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会の設置について

(令和3年8月 科学技術・学術政策局長、研究振興局長)

1. 趣旨

大学等における研究設備・機器は、あらゆる科学技術イノベーション活動の原動力となる重要なインフラであり、科学技術が広く社会に貢献する上で必要なものである。このため、基盤的及び先端的研究設備・機器の持続的な整備と、これらの運営の要としての専門性を有する人材（技術職員等）の持続的な確保・資質向上を図ることが不可欠である。また、これらの研究基盤は、多数の研究者に活用されてこそ、その価値が高まるものであることから、広く共用されることが重要であり、共用は、研究者がより自由に研究に打ち込める環境の実現や限られた研究資金による研究効果の最大化にも資するものである。

このような認識の下、各大学等において、研究基盤が経営資源の一つとして戦略的に活用・運用されるよう、第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月閣議決定）では、2021年度までに国が研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等を策定し、2022年度から大学等が研究設備・機器の組織内外への共用方針の策定・公表を行うこととされている。

このため、大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等を検討する場として、「大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

2. 検討事項

大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等について

3. 実施方法

- ・検討会は別紙委員をもって構成することとする。
- ・検討会には座長を置く。
- ・座長は、検討会の事務を掌理する。
- ・座長が必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めることができる。
- ・検討会の会議及び議事は原則として公開で行う。ただし、座長が非公開が適当であると認める場合には、非公開とすることができる。
- ・その他、運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮った上で定める。

4. 実施期間

令和4年3月31日までとする。

5. その他

検討会に関する庶務は、関係局課の協力を得て、以下の事務局が行う。

- ・科学技術・学術政策局研究開発基盤課（代表）
- ・研究振興局学術機関課

また、高等教育局から、大学振興課、専門教育課、国立大学法人支援課、私学部がオブザーバーとして参加する。

委員名簿

- | | |
|---------|-------------------------------------------------------|
| ◎ 江端 新吾 | 国立大学法人東京工業大学総括理事・副学長特別補佐、戦略的経営オフィス教授 |
| 植草 茂樹 | 植草茂樹公認会計士事務所所長 |
| 岡 征子 | 国立大学法人北海道大学グローバルファシリティセンター機器分析受託部門／設備リユース部門長 |
| 上西 研 | 国立大学法人山口大学理事・副学長（学術研究担当）・大学院技術経営研究科教授 |
| 小泉 周 | 大学共同利用機関法人自然科学研究機構特任教授 |
| 高橋 真木子 | 金沢工業大学大学院イノベーションマネジメント研究科教授、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構理事 |
| 龍 有二 | 公立大学法人北九州市立大学理事・副学長 |

◎：座長

○ 目的：

研究活動を支える基盤的な研究設備・機器について、それらが経営資源の一つとして戦略的に活用・運用されるよう、研究機関全体として戦略的に導入・更新・共用等を図る仕組みの強化を図る。

○ 策定イメージ：

研究設備・機器の共用化について、各機関における先行事例を集約・整理し、共通の土台（標準化・共通認識化）にするとともに、不足する・整理すべき論点を補完。

○ 対象：

大学（国公私）、共同利用機関、高専、研発法人。特に取組を担う研究現場や事務の担当者を主な対象に想定。※各研究機関の位置付け・取組の状況・周辺環境等が様々であることにも留意が必要

○ 想定用途：

各機関における共用化のための仕組みを構築する際や導入に当たって課題に直面した際の手引き。同時に、各機関の経営層や本部などに対して、考え方を整理するとともに、取組の理解を得るための事例集としても想定（好事例等を盛り込む）。

○ 構成イメージ：

各機関で共通となる本文は短く（図やチャート等も用いて整理）し、参考事例集において具体的内容について取組例を紹介（先行事例の機関に個別にコンタクトが可能となるよう記載）。

<参考>：「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（2021年3月26日閣議決定）

○研究設備・機器については、2021年度までに、国が研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等を策定する。なお、汎用性があり、一定規模以上の研究設備・機器については原則共用とする。また、2022年度から、大学等が、研究設備・機器の組織内外への共用方針を策定・公表する。また、研究機関は、各研究費の申請に際し、組織全体の最適なマネジメントの観点から非効率な研究設備・機器の整備がおこなわれていないか精査する。これらにより、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）を確立する。

1. 定義

ガイドラインの対象となる設備・機器の範囲

2. 研究設備・機器の共用の重要性

①現状認識

(国や大学等の研究力・研究環境の状況、研究設備整備に関する予算の推移、汎用大型研究設備の整備状況と整備予算種、共用対象設備の状況、共通基盤センター等の大学内の組織的位置づけ)

②基本的考え方

(大学経営における研究基盤活用の重要性、人材と設備・機器の一体的運用)

③共用システムによるメリット・意義

(保守管理の効率化、利用料収入、地域との連携)

3. 共用システムの構成・運営

①共用システムの構成・運営体制

(経営戦略への位置づけ、統括部局の確立、人事・財務を含めた体制の整備)

②共用ルールの策定

(設備・機器の見える化、内部規程類の整備、予約管理システムの構築、機器提供のインセンティブ設計)

③財務的視点

(財源の確保、維持管理・更新、利用料金の設定、リユースの活用)

4. 共用システムを支える人材の育成・活躍促進

①技術職員

(人事制度設計、評価の在り方、技能の向上や伝承方法、研修制度)

②教員・URA等

(設備・機器共用への関わり方、期待される役割)

5. 更に期待される取組（これからの研究基盤の在り方）

①共用に関するデータの蓄積・活用

②論文等成果への紐づけ

③多様な研究者による共同研究、異分野有望研究の推進

④対外的な連携構築や情報発信による更なる有効活用の促進

⑤産学協同による研究基盤の整備・活用

⑥遠隔化・自動化、研究DXへの対応

○参考事例集

運営体制、規程類、予約管理システム、人事制度、等

今後の検討会の進め方（案）

大学等における研究設備・機器の
共用化のためのガイドライン等の
策定に関する検討会(第1回)
(令和3年8月26日)資料2-3

1. 検討会

○第一回（令和3年8月26日）

- ・ 共用化のためのガイドラインの位置付け・対象範囲の確認
- ・ 研究設備・機器の共用等に係る状況、文科省の取組・施策
- ・ 内閣府の共用機器の調査の実施予定に関する報告
- ・ ガイドライン骨子案（事務局案）の議論
- ・ 今後の進め方の議論

○第二回（10月下旬以降）

- ・ ガイドライン骨子案（第一回の意見を踏まえて改訂）の報告
- ・ 関係機関からのヒアリング結果の報告等
- ・ ヒアリング結果のガイドラインへの反映に関する議論

○第三回（11月頃）

ガイドライン本文たたき台の審議

○第四回（12月頃）

ガイドライン本文案の審議・検討会としてのとりまとめ

2. 関係機関からのヒアリング

- 「設備サポートセンター整備事業」、「コアファシリティ構築支援プログラム」、「新たな共用システム導入支援プログラム」実施機関を中心に、課題や先行事例を収集

※ 関連団体（研究基盤協議会等）とも連携を図り、検討会委員やコミュニティ側からのヒアリングや事例の収集も適宜検討

- 観点（経営、財務、人材等）ごとに、複数の機関からヒアリング（検討会委員も可能な限り同席）

- 聴取した共有すべき内容は検討会に共有し、ガイドラインに反映（好事例はガイドライン参考資料に含める）



事例



報告



FB

3. 審議会への報告・フィードバック

- 科学技術・学術審議会研究開発基盤部会

- 科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会

アウトプット

- ガイドラインの策定（局長決定）、大学等への通知
- 公募型研究資金のモデル公募要領等への反映

（※）内閣府（e-CSTI）の取組を通じて状況・効果を把握するとともに、取組の進展に応じて策定内容を適宜更新

検討会（第一回）での主な意見（1/2）

ガイドラインの位置づけについて

共用化の道標にはなっても、足かせにはなってはいけない。

ガイドラインの一番の目的は、共用化があまり進んでいない大学等が、先行して共用化が進んでいるグッドプラクティスを参考にして、キャッチアップしていくための道標になるものと理解。

研究基盤整備・運用に係る財源や共用の方針などの大学戦略（国立大学法人における設備マスタープラン）について、そこで何を示し、対外的に発信すべきかということを明確にすることが、ガイドライン検討の一つの方向性。

共用と言うと装置を利用してもらうのが一般的にはイメージだが、技術職員は受託分析の形で学内外に対して貢献している。ガイドラインにおいて、言葉の使い方にも配慮が必要。

ガイドラインによりどれだけ共用化が進むかが重要。共用システムによるメリットをヒアリングで確認しつつ、実効的のものになれば。

ガイドラインの対象設備・機器について

色々な性格の設備が大学等にはあり、大型研究設備・機器でも一部のマシンタイムを設備共用に供しているなど、複雑な入れ子になっており、必ずしも金額で設備の性格は分けられない。

国の予算でつけた設備・機器は全て共用するとした上で、色々なルールや考え方で共同利用等に用いられる設備を整理し、ルール等で漏れている設備を対象にするのが一案。

ガイドラインの記載の工夫について

取組が進んでいる大学等でも、一足飛びに今のレベルに至った訳ではなく段階を踏んでいる。共用化が進んでいない大学等が、グッドプラクティスを見て直ぐにキャッチアップするのは難しく。プロセスや順序も大事。

失敗例も含め、どこでつまずきが生ずるかを洗い出し、それらをクリアするようなガイドラインになると良い。グッドプラクティスで表に出る部分は、一見できそうに見えるが、規程類の詳細な部分で困難が生ずる場合も多い。好事例を紹介しても、自分のところではできない、とならないようにガイドラインを詰めていく必要。

大学等の種別について

公立、私立も含めて対象とする点について、最大公約数、幹の部分を簡潔に表現し、いろいろなケースに対しては参考事例集にするという考え方について理解。

国立と私立に対する公的資金のコミットは異なり、これまでの多くの事業が国立メインで使われている。維持管理費の問題になると学内の財務が関係し、どこまで共通項にできるかは疑問。オールラウンドでやるならば、ターゲットを明確にしないと、私立が少し書いていても使えないものになり、良いメッセージにならない。

国立は設備マスタープランがあるが、私立や公立はない。一律に研究基盤の戦略を作って設備の共用を進めることが、組織の状況に応じてどうか整理が必要。例えば財務について、競争的研究資金は共通項として書ける一方、中長期の積み立てのルールは異なり、会計構造の違いも考える必要。

ガイドラインの構成について

目的や対象、想定用途などはクリアである一方で、ガイドライン骨子案については、内容の粒度、階層がバラバラなイメージ。

共用が進んでいない現場の方にグッドプラクティスを提示し、現場の重要な課題を解決するための目的か、あるいは粒度が大きい、大学の組織経営に関わるような話か、ターゲットが広過ぎる印象。

研究設備・機器の共用化については、まずモノがあり、そのモノをいかに活用していくかということが中心。それに付随してヒトとカネがある。設備マスタープランなども含め、これまでに積み上げた施策の上にあるもの。

骨子案の2.と3については、グッドプラクティスによる解決法で粒度が合っており、重要なパッケージの情報。一方で4.と5.に関しては白地で話ができない。人材は特に大事であり一部として扱うのは難しく、資源配分の中心であり経営戦略そのもの。4.と5.を章立てするか、今後に向けてという形でざっくりまとめる程度でメッセージを伝えるか、要検討。

個別事項（人材）について

共用化のために技術職員、教員、URA、様々なステークホルダーが一丸となって取り組む必要。その中で、技術職員がマネジメント人材として一緒に参画していくことも明記できれば。

個別事項（財務）について

民間との共同研究で購入した設備等や、民間からの研究費による間接経費の位置づけなど、財源的な議論は必要。間接経費も単年度で使い切らなければならず、中長期で財源を貯める仕組みがないのが国立、公立の現状。

共同研究と協働での研究基盤の整備・活用をどのように進めるか考える必要。民間企業にとって、大学の研究基盤を使えるのは産学連携の大きなインセンティブ。研究基盤を産学で使い、共同研究に結びつける視点は重要。共同研究先に利用料金を取るかどうか、そうした整理も必要。

その他

共用化をした後の活用方法が重要。産学連携とつなげる点では、利用者がやりたいことに対して適切な装置の提案ができるか、そうした観点で大学等が保有する情報を整理する必要がある。装置名と用途が一緒になったものが良いとか、大学等の事務も無理なく情報を整理するためのアイデアを含めていくのも良い。

5.のところで、これまでの事業の成果をどう横展開し見える化するか、全国的な設備のポートフォリオをどう作るか、という観点も入れても良いかと思う。

④ 大学ファンドに関する状況について



10兆円規模の大学ファンドの創設

現状とファンド創設の狙い

- 研究力(良質な論文数)は相対的に低下
- 博士課程学生は減少、若手研究者はポストの不安定/任期付
- 資金力は、世界トップ大学との差が拡大の一途

- 世界トップ研究大学の実現に向け、財政・制度両面から異次元の強化を図る
- ✓ 大学の将来の研究基盤への長期・安定的投資の抜本強化
- ✓ 世界トップ研究大学に相応しい制度改革の実行

制度概要

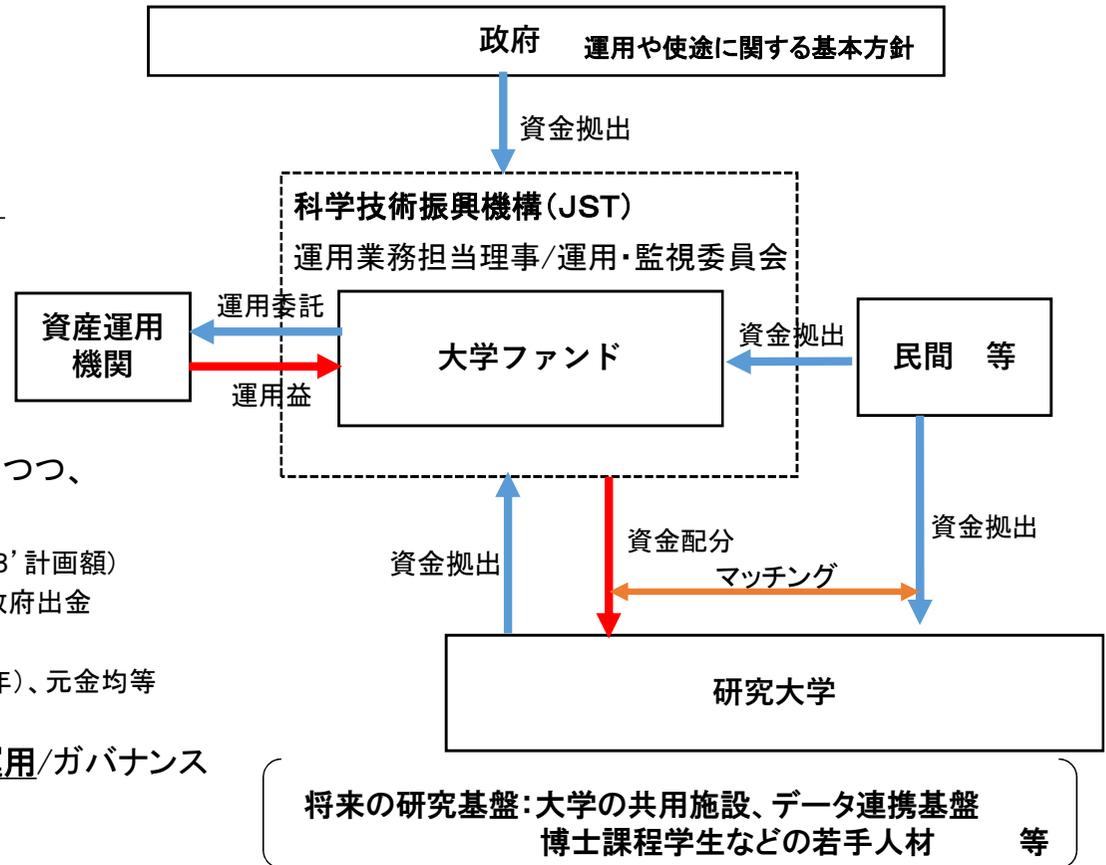
基本的枠組み

- 科学技術振興機構(JST)に大学ファンドを設置
- 運用益を活用し、研究大学における将来の研究基盤への長期・安定投資を実行
- 参画大学は、世界トップ研究大学に相応しい大学改革、資金拠出にコミット
- 財政融資資金は50年の時限、将来的に大学がそれぞれ自らの資金で基金運用するための仕組みを導入。

大学ファンドの運用

- 4.5兆円※1からスタート、大学改革の制度設計等を踏まえつつ、早期に10兆円規模の運用元本を形成※2
 - ※1 政府出資0.5兆円(R2'第3次補正予算)、財政融資4兆円※3(R3'計画額)
 - ※2 R4概算要求においては、JSTの運用経費相当分の一部として、政府出金10億円を要求、R4財政融資4.9兆円を要求
 - ※3 財政融資資金については、融通条件(40年償還(うち据置期間20年)、元金均等償還)に沿って順次約定償還。
- 長期的な観点から適切なリスク管理を行いつつ効率的に運用/ガバナンス体制の強化
- R3年度中の運用開始を目指す

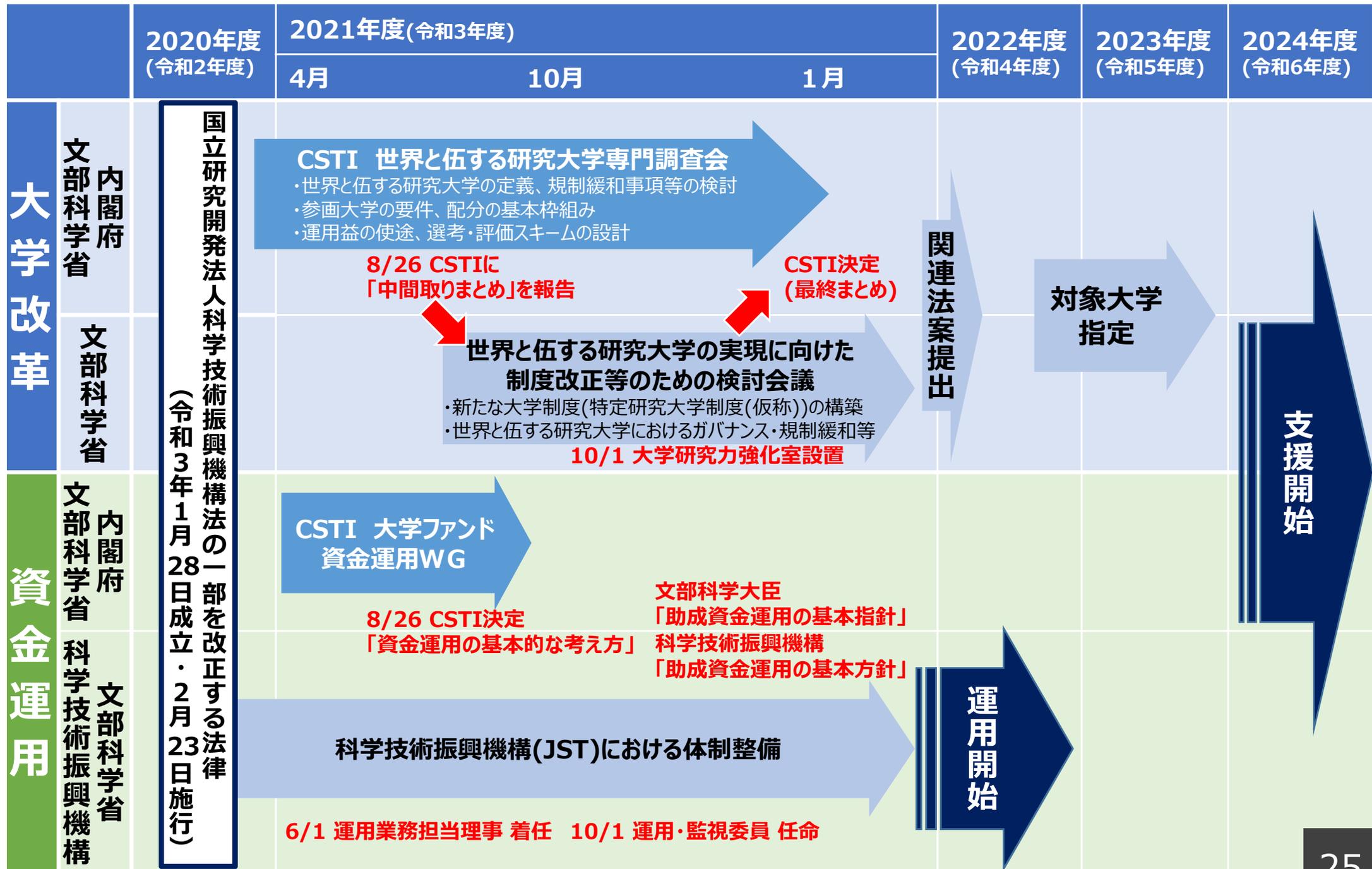
スキーム



【参考】「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)(抄)

世界トップレベルの研究基盤の構築に向け、本年度中に運用を始める大学ファンドについて、経営と教学の分離の推進、外部資金の拡大等の参画大学の要件を年内に具体化するとともに、大学改革の制度設計等を踏まえつつ、10兆円規模への拡充について、本年度内に目途を立てる。

大学ファンド創設に関するこれまでの進捗と今後のスケジュール



- 世界と伍する研究大学専門調査会では、大学ファンドの支援対象となる「世界と伍する研究大学」に求められる要素等について検討を行い、本年7月に「世界と伍する研究大学の在り方について(中間とりまとめ)」を取りまとめ。
- 秋以降、大学ファンドによる支援の基本的な考え方等について議論を行い、本年中に最終まとめを行う予定。

<会議の開催状況>

- 第1回 令和3年3月24日(水) テーマ:人材
・デービッド・プライス氏(ユニバーシティカレッジロンドン副プロボスト(研究担当))からヒアリング
- 第2回 令和3年4月16日(金) テーマ:資金
・ジョン・ウィルトン氏(元UCバークレー副学長(経営・財務担当)、元シンガポール国立大学副学長(経営・財務担当))からヒアリング
- 第3回 令和3年5月21日(金) テーマ:ガバナンス
・ロバート・バージノー氏(カリフォルニア大学バークレー校名誉学長・教授)からヒアリング
- 第4回 令和3年6月8日(火)
・松本元京都大学総長、平野前大阪大学総長、里見前東北大学総長、五神前東京大学総長からヒアリング
- 第5回 令和3年6月30日(水)
・リチャード・レビン氏(元イエール大学学長)、タン・チョー・チュアン(前シンガポール国立大学学長)からヒアリング
- 第6回 令和3年7月19日(月)
・中間とりまとめ(骨子案)審議
- 第7回 令和3年7月27日(火)
・中間とりまとめ(案)審議

<構成員>

- ◎上山 隆大 総合科学技術・イノベーション会議議員
- 篠原 弘道 同
- 橋本 和仁 同
- 安宅 和人 ヤフー株式会社 チーフストラテジーオフィサー
- 遠藤 典子 慶應義塾大学 グローバルリサーチインスティテュート 特任教授
- 金丸 恭文 フューチャー株式会社 代表取締役会長兼社長グループCEO
- 川合 眞紀 自然科学研究機構 分子科学研究所長
- 小林 喜光 株式会社三菱ケミカルホールディングス 取締役会長
- 白石 隆 公立大学法人熊本県立大学 理事長
- 菅 裕明 東京大学大学院理学系研究科 教授
ミラバイオロジクス株式会社 取締役
- 富山 和彦 株式会社経営共創基盤 IGPIグループ会長
- 林 いづみ 桜坂法律事務所 弁護士
- 村山 齊 カリフォルニア大学バークレー校 教授
東京大学 国際高等研究所カブリ数物連携宇宙研究機構 教授

※以降も月に1回程度の頻度で会議を開催。

(CSTI) 世界と伍する研究大学専門調査会 中間とりまとめ

1. 世界と伍する研究大学の目指すべき姿

- 基本計画におけるSociety5.0社会の実現に向けては、我が国の研究大学の在り様をリデザインし、**3%程度の事業成長を前提に、カーボンニュートラルやDXなどの社会課題の解決や日本が世界を凌駕する成長分野の創出など産業界や学術界、地域、行政など多様な主体を巻き込みながら、グローバル社会の変革を牽引する活動を展開することをミッション**とすることが必要。
- そのためには、事業戦略・財務戦略とそれを支える**強靱なガバナンス**を有し、大学を取り巻く社会と対話しその共感を引き出すことで柔軟性のある持続可能な成長を実現する「経営体」を目指すことが必要。
- 高度な教育研究環境**を実現するのに必要な多様な財源の獲得を含む**経営の高度な自律性、自由裁量**が必要

2. 世界と伍する研究大学の在り方

■ガバナンスの在り方

- 世界と伍する研究大学のミッションに照らせば、大学のビジョンや事業・財務戦略の策定、それらを実行する学長の選考と監督といった大学経営に関する**重要事項を、学内外のステークホルダーが共に議論、共有を行う最高意思決定機関としての合議体**が必要。
- 合議体の構成員は大学のミッションを理解し、その実現に向けて強い使命感と責任感が必要であり、また、構成員がその決定について責任を持つ制度とすることが必要。
- 学長の選考**については、合議体において経営的資質を踏まえ、**大学内外から適任者を選考**できることが必要。
- 世界と伍する研究大学に特化した**ガバナンスコード**を策定するとともに、**大学内の意思決定過程の公開**を通して外部への説明責任を高めていくことが必要。

■事業・財務戦略の在り方

- 大学全体として財源に裏付けされた**事業戦略**が必須。その際、学内のセグメントごとの財務状況の把握が必要。
- 大学全体の事業戦略、財務戦略を立案し、責任をもって実行に移す「**事業財務担当役員(CFO)**」の設置が必要。
- 大学自己資金の拡充のためには、ビジョンの提示によりステークホルダーからの共感を引き出し、**執行部主導のファンドレイジング、ベンチャー育成、既存企業との連携による新たな価値の創出等**が必要。

■教育研究システムの在り方

- 研究環境の充実、**人事制度の変革**等により世界的な研究者マーケットで**優秀な研究者を獲得**できるようにすることが必要。
- 優秀な博士課程学生を研究者として処遇**するとともに、若手研究者の自由な流動性を確保し、**競争的な環境の中で処遇**。
- これら教学に関する事項の実質的な責任者としての「**プロボスト**」の設置が**必要**。
- 大学経営人材の資質向上や外部人材の活用、研究支援者の積極採用。

3. 当面必要な制度改正等

- ✓ 世界と伍する研究大学について、既存の大学制度の特例としての**新たな制度的枠組み(特定研究大学制度(仮称))**を構築し、大学ファンドからの支援を含め政府による財政的支援、規制緩和等を集中的に行うことが必要。また、国として適切な関与を行うための**アドバイザリーボードの設置**が必要。
- ✓ また大学の自律性・自由裁量を高める観点から、教育研究組織の改廃手続きの緩和、国大法人における基金制度の構築、既存評価の削減、債券等による自己資金調達機能の拡充等が必要。
- ✓ **国立大学法人については、合議体のガバナンスを可能とする法制度を導入するための法改正**が必要。※公立大学法人は改正の必要性を要検討。

⇒**具体の制度改正内容については別途、関係省庁において検討を進め、本専門調査会の最終報告に反映。**

4. 今後の検討予定

- 大学ファンドによる世界と伍する研究大学、博士学生支援の要件、支援の在り方等について検討を行い、3. の具体の制度改正内容と併せて、本年末に最終とりまとめを行う予定。

(CSTI) 世界と伍する研究大学専門調査会における今後の議論

- 専門調査会においてはこれまで、世界と伍する研究大学に期待される姿を議論(⇒特定研究大学(仮称))
- 9月以降は当該大学に対するファンドからの支援の在り方について議論を行い、本年末を目途に最終とりまとめを行う予定。

専門調査会の検討課題

①世界と伍する研究大学の実現に向けた方策等(中間とりまとめ)

- どのような要素(研究人材の集積(博士課程学生支援含む)、資金、ガバナンス等)を満たすことが必要か。
- 自律的な経営の実現に向けた外部資金確保に当たっての制度的隘路、必要な規制緩和等は何か。
- 獲得した外部資金を最大限活用し、経営する大学に求められるガバナンスはどのようなものか。

②ファンドからの支援の基本的方針

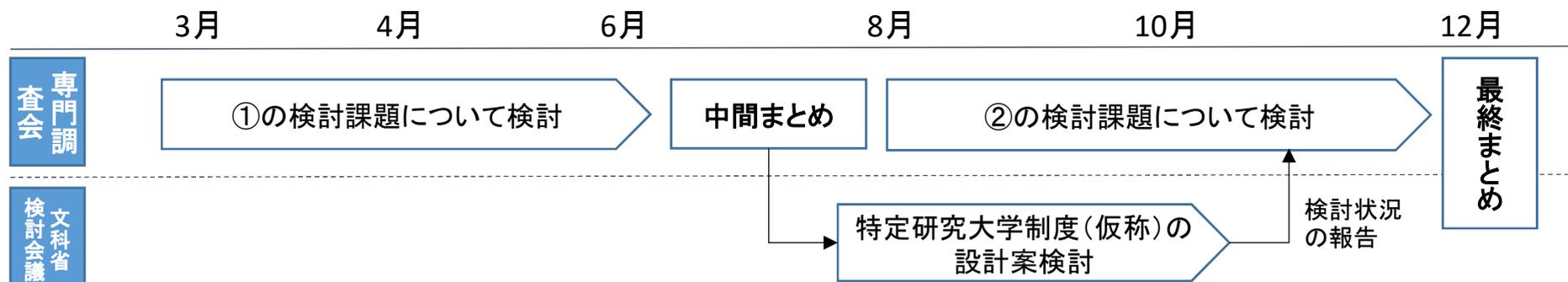
- 支援対象大学としての必須要件(研究力の考え方、研究分野の広がりによる総合力と特定分野の競争力のバランス等)と決定する際に評価すべき視点
- ファンド支援対象の層(数)、ファンドによる支援期間や支援打ち切りなども含めたモニタリング・評価の方法
- 支援規模、用途範囲 等

今後の開催予定

- ◆第8回会合:9月10日(金) 10:00~12:00
 - 大学ファンドによる支援の基本的考え方の個別論点を提示して議論。
- ◆第9回会合:10月8日(金)
 - 第8回会合を踏まえ、各論点についてのたたき台を議論。
- ◆第10回会合:11月15日(月)
 - 文部科学省検討会議の検討状況の報告
 - 大学ファンドによる支援の基本的考え方について引き続き議論。
- ◆第11回会合:12月10日(金)
 - 最終まとめ案について議論

※議論の状況に応じて、12月以降も会議を継続。

スケジュール



○検討会議においては、世界と伍する研究大学専門調査会の中間まとめに盛り込まれた「特定研究大学制度(仮称)」を含む制度改革事項について検討を行い、その検討結果を専門調査会に反映。

文部科学省検討会議の検討事項

(1)世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改革について

- ・新たな大学制度(特定研究大学制度(仮称))の構築
- ・世界と伍する研究大学におけるガバナンス
- ・世界と伍する研究大学に係る規制緩和等

(2)国立大学法人のガバナンス改革・規制緩和の推進等について

文部科学省検討会議の開催予定

◆第1回:9月7日

- 特定研究大学(仮称)に求められるガバナンス①

◆第2回:10月14日

- 特定研究大学(仮称)に求められるガバナンス②
- 特定研究大学(仮称)に係る規制緩和等
- 特定研究大学(仮称)の指定・評価①

◆第3回:11月10日

- 特定研究大学(仮称)の指定・評価②
- 特定研究大学(仮称)の名称
- CSTI専門調査会への検討状況の報告に向けて

◆第4回:11月25日

- とりまとめ案

(◆第5回:年内(予備日))

文部科学省検討会議の構成員

上山 隆大 総合科学技術・イノベーション会議議員(常勤)

太田 誠 株式会社日立製作所 顧問

◎ 金丸 恭文 フューチャー株式会社代表取締役会長兼社長
グループCEO

篠原 弘道 日本電信電話株式会社取締役会長、
総合科学技術・イノベーション会議議員(非常勤)

高橋真木子 金沢工業大学大学院イノベーションマネジメント研
究科教授

橋本 和仁 国立研究開発法人物質・材料研究機構理事長、
総合科学技術・イノベーション会議議員(非常勤)

林 隆之 政策研究大学院大学教授

松尾 豊 東京大学大学院工学系研究科教授

山本佳世子 株式会社日刊工業新聞社論説委員兼編集委員

※研究振興局及び高等教育局の共同設置

1. 新たな大学制度（特定研究大学制度（仮称））の構築

- 既存の国立大学法人制度、公立大学・公立大学法人制度、学校法人制度の特例として、トップクラスの「世界と伍する研究大学」に特化した仕組み（特定研究大学制度（仮称））を構築することが適当
- 国公立大学法人においては、国や地方公共団体との間の中期目標・中期計画とそれに伴う評価の仕組みについて簡素化を行うとともに、事業成長のアウトカムへのコミットなど、数個の厳選したアウトカム指標を基調とした目標・計画・評価の仕組みとすることが必要
- ステークホルダーとしての国の関与も必要であり、アドバイザリーボード（仮称）のような仕組みを設けることが必要
- その他、新たな制度の対象となる大学（法人）に対して高度な自律性や自主裁量を与えるという観点から当該大学（法人）の性質や関係法令を踏まえ、例えば教育組織の新設改廃や定員設定についての国の関与や認証評価等の評価との関係について整理を進める。また、寄附を促進する観点からの税制改正、産学連携を推進する観点からの知的財産権の取得等の促進に向けた検討も必要
- 国公立大学法人については高度な自律性や自主裁量を発揮する上での法制上の制約も存在し、例えば、以下の方向性で検討することが必要。また、法令によらない通知等で実質的な規制が課されているとの指摘もあり、その見直しも同時に必要
 - ・基金への積立を可能とする仕組みの創設（既存の積立金制度との関係整理含む）
 - ・基金制度導入を踏まえた会計制度の在り方
 - ・授業料の設定の柔軟化
 - ・長期借入れや大学債券の発行における要件の緩和（対象事業の拡大、償還期間の更なる長期化、リファイナンス、償還財源の多様化等）
 - ・大学所有資産の活用における認可の緩和
 - ・資産運用を主目的とする子会社の設置

2. 国公立大学法人における合議体の設置等

- 国立大学法人については現状、理事長または学長が法人の長として業務を総理する権限が与えられており、合議体によるガバナンスを前提としておらず、合議体の導入に当たっては、既存の法制度の見直しが不可欠であり、具体には、**合議体の設置を可能とする法改正を行うことが求められる。**
- その際、以下についてより具体的な内容を明確化する必要
 - ①新たに導入する**合議体の権限**について、**大学の長の選考や重要事項の決定権を与えることが想定されるが、重要事項にはどの程度の内容を含むべきか、また、合議体の長の責任と権限はどうあるべきか。**
 - ②**合議体の構成員**について、民間企業と異なりコモンズである大学の特性を踏まえ、**外部のステークホルダーの意向を反映するという趣旨と、教学に関する事項は教職員の意向を踏まえることが必要というバランスの中で、合議体の構成員の具体的な構成をどう規定するか。**
 - ③合議体が健全にその機能を果たしていくため、**給料を含めたインセンティブやその活動に対する評価の仕組みをどのように構築していくか。**
- 一方、**公立大学法人**については、**地方団体の組織のあり方は可能な限り地方団体の任意の判断に委ねるべきという地方独立行政法人法の趣旨を尊重した検討が必要**

⑤ 大学研究力強化委員会の設置について

1. 設置の背景

- ✓ 今般の文部科学省の組織再編では、その主要な狙いの1つとして、大学、大学共同利用機関の研究力強化のための体制整備を図ることとしており、科学技術に関する研究開発に関する基本的な政策の企画立案・推進を所掌する研究振興局を中心に、**大学等の研究力強化に向けた政策を総合的に推進**することとしている。
- ✓ このため、学術に関する研究機関(大学附置研究所、大学共同利用機関等)の研究体制の整備等を所管する学術機関課の所掌範囲を拡大し、大学等の研究全般に関する基本的な政策の企画立案・推進等を分掌させ、令和3年10月、名称を「**大学研究基盤整備課**」に改めるとともに、同課に「**大学研究力強化室**」を設置。

2. 大学研究力強化委員会の設置

- ✓ 大学研究力強化室においては、科学技術イノベーションの源泉となる大学等の研究力強化への要請が特に高まる中、**個別大学等の特色・強みに基づく研究の実態**を踏まえ、**我が国の大学等における研究全体を俯瞰した政策の企画・立案、推進**というこれまでの文科省では十分に担うことのできていなかった総合的な政策に関する機能を担うこととなる。
- ✓ 現在、総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)の「世界と伍する研究大学専門調査会」において、**大学ファンドの制度設計**に向けた検討が進められるとともに、「統合イノベーション戦略推進会議」において、「**地域の中核となる大学の機能強化に向けたパッケージ**」を今年度中に策定することとされているなど、文科省としても、大学等の研究振興に関する総合施策の実施等に当たって、**大学等における科学技術に関する研究開発に関する重要事項について、機動的に調査する必要**があることから、令和3年10月13日、科学技術・学術審議会に「大学研究力強化委員会」を設置。

大学研究力強化に向けた主要な取組

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)における主な記載

- **大学は、多様な知の結節点**であり、また、**最大かつ最先端の知の基盤**である。大学には、研究人材や研究施設・設備にとどまらず、各種のデータ基盤とその分析機能、産学連携のハブ機能、国際的な知のネットワークなど、**有形・無形の知的資産が存在**しており、学術の中心として、このポテンシャルを様々な形で最大限に活用してSociety 5.0 時代を牽引する役割が求められている。
- 不確実性の高い社会を豊かな知識基盤を活用することで乗り切るため、今後、全ての大学が同一のあるべき姿を目指すのではなく、個々の強みを伸ばし、各大学にふさわしいミッションを明確化することで、**多様な大学群の形成**を目指す。
- 優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境の中、経済的な心配をすることなく、自らの人生を賭けるに値するとして、**誇りを持ち博士後期課程に進学し、挑戦に踏み出す**。

【具体的取組】

① 大学ファンドの創設

- ✓ 10兆円規模の**大学ファンドを創設**し、その運用益を活用することにより、世界と伍する研究大学の実現に必要な研究環境の整備充実への支援とともに、大学改革を完遂することにより、我が国の研究大学における**研究力の抜本的な強化**を実現
⇒世界と伍する研究大学をつくるためには「**ガバナンス**」と「**資金力**」がカギであり、大学がしっかりとした経営戦略を立てる体制を構築すべく、大学ファンドの10兆円規模への拡充や必要な制度の検討、**次期通常国会での必要な法改正**を目指す

② 地域の中核となる大学の機能強化

- ✓ 特定分野の高い研究力の強化、人材育成や産学連携活動を通じた地域の経済社会、日本や世界の課題解決への貢献のために、地域の中核となる大学が**強みや特色**を最大限に活かし、発展できるような**大学のミッション・ビジョンに基づく戦略的運営**の実現を推進
⇒地域の中核大学が特色ある強みを十分に発揮し、社会変革を牽引することができるよう、**総合支援パッケージを本年度内に取りまとめ**

③ 若手研究者の活躍促進

- ✓ JST基金への追加措置により、博士後期課程学生による挑戦的・融合的な研究を支援する「**次世代研究者挑戦的研究プログラム**」を新設するとともに、若手を中心とした多様な研究者による挑戦的な研究を最長10年間支援する「**創発的研究支援事業**」を推進
⇒大学ファンドに先駆けて、**博士課程学生の支援を大幅に拡大**

ご静聴ありがとうございました。